

●2026（令和8）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【伊賀・阿山・島ヶ原地区】

4人家族が、2か月で水量 60 m³ 使用した場合、下記の金額となります。

※2026（令和8）年4月分から 2028（令和10）年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

（消費税込）

①令和5年1月以前の使用料		② 令和5年2月 以降の使用料	③差額 (②-①)	令和5年2月分から 令和6年3月分まで の使用料 (軽減率 75%)	令和6年4月分から 令和8年3月分まで の使用料 (軽減率 50%)	令和8年4月分から 令和10年3月分まで の使用料 (軽減率 25%)
				④軽減額: (③×75%) 使用料: ② - ④	⑤軽減額: (③×50%) 使用料: ② - ⑤	⑥軽減額: (③×25%) 使用料: ② - ⑥
伊賀地区	基本使用料 2,200 円 +加算使用料 3,080 円 (770 円×4 名) 5,280 円×2 ヶ月=10,560 円	基本使用料 3,300 円 + 従量使用料 11,660 円 14,960 円	+4,400 円	軽減額: 3,300 円 使用料: 11,660 円	軽減額: 2,200 円 使用料: 12,760 円	軽減額: 1,100 円 使用料: 13,860 円
阿山地区 島ヶ原地区	基本使用料 2,750 円 +加算使用料 2,200 円 (550 円×4 名) 4,950 円×2 ヶ月=9,900 円		+5,060 円	軽減額: 3,795 円 使用料: 11,165 円	軽減額: 2,530 円 使用料: 12,430 円	軽減額: 1,265 円 使用料: 13,695 円

※実際のご利用状況により、各ご家庭の使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、改定後の使用料となります。